

JSG ニュースレター

財政部が「所得税法施行細則」の 一部条文改正案を予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2019年7月24日付および2021年1月20日付で公布された所得税法、および2018年8月1日付で公布された会社法の改正条文に合わせ、財政部は2021年6月3日付で「所得税法施行細則」の一部条文改正について予告しました。今回の改正草案の主なポイントは、以下のとおりです。

- ・ 第21条
所得税法第17条第一項第一号第二目および第三目の扶養親族基礎控除の対象となる扶養親族の成年者に関する規定が、「満20歳以上」から「すでに成人した」に改正されたことを受け、関連する文言を改正する。
- ・ 第82条
2018年8月1日付で改正された会社法規定において、現金配当に係る議案を取締役会で決議することができる旨の規定が追加されたことを受け、当該未払配当金について、取締役会で利益処分案が確定した日から6か月を経過しても支払われない場合、支払われたものとみなす。

勤業衆信の見解

- ・ 今回の財政部の所得税法施行細則第 82 条に係る改正草案は、主に 2018 年 8 月 1 日付で会社法において追加された第 228 条の 1 および改正された第 240 条に合わせたものです。当該条文では、会社は四半期ごとまたは半期ごとの期末日以降に取締役会で現金配当の決議をすることを定款で定めることができる、および公開発行会社は取締役会に現金配当の決議を委任することを定款で定めることができると規定されています。これを受けて、会社の未払配当金に係る規定が追加されました。取締役会において剰余金の配当が決議された日から起算して **6 か月経過しても支払われない場合、支払われたものとみなし、法に基づき源泉徴収を行わなければならない**と規定されています。
- ・ 会社が国外に株主を有する場合、会社は未払の配当について株主総会で分配を決議した日から起算して、または取締役会で剰余金の分配を決議した日から起算して、6 か月経過しても支払いが行われない場合、支払みなし日（6 か月満了日）から 10 日以内に国外の株主に対して源泉徴収および源泉徴収申告を行わなければならないと規定されています。規定に基づいた手続きを行わない場合、追加課税およびペナルティーのリスクがあります。国内株主に対しては、支払みなし日の属する年度の次年度の 1 月末までに配当金支払明細書を作成し、同年 2 月 10 日までに納税義務者に送付しなければならないと規定されています。
- ・ 所得税法施行細則第 82 条に係る今回の改正案について、施行日は特定されていません。法の不遡及の原則に基づき、財政部は、本改正条文の施行後に取締役会で現金配当が決議された案件にのみ当該改正案を適用し、施行前に実施された取締役会において決議された現金配当については、みなし支払の規定を適用しない旨を明記することが望まれます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

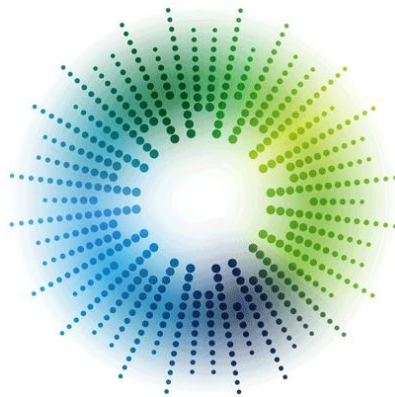
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

財政部預告「所得稅法施行細則」 部分條文修正草案

為配合 108 年 7 月 24 日與 110 年 1 月 20 日公布所得稅法，以及 107 年 8 月 1 日公司法部分條文之修正，財政部於 110 年 6 月 3 日預告「所得稅法施行細則」部分條文修正草案，謹提供本次修正草案重點如下：

- **修正條文第二十一條**
配合本法第十七條第一項第一款第二目及第三目有關減除扶養親屬免稅額之受扶養親屬成年之規定，由「滿二十歲以上」修正為「已成年」，修正相關文字。
- **修正條文第八十二條**
配合一百零七年八月一日修正公布公司法規定，增訂經董事會決議發放現金股利，該應付股利於董事會決議分配盈餘日起，六個月內尚未給付者，視同給付。

勤業眾信觀點

- 財政部此次預告修正所得稅法施行細則第 82 條草案，主要係配合 107 年 8 月 1 日公司法增訂第 228 條之 1 及修正第 240 條，公司章程得訂明於每季或每半會計年度終了後經董事會決議發放現金股利及公開發行股票之公司得以章程授權董事會決議發放現金股利之規定，故增列公司之應付股利，於董事會決議分配盈餘之日起，六個月內尚未給付者，視同給付，應依規定辦理扣繳。
- 提醒若公司有非境內股東者，公司應付之股利於股東會決議分配之日起或於董事會決議分配盈餘之日起，於 6 個月內尚未給付者，應於視同

給付日(六個月屆滿日)起 10 日內對非境內股東扣繳稅款及申報扣繳憑單，若未依規定辦理將面臨補稅及罰款風險。針對境內股東部分，亦提醒應於視同給付日年度之次一年度 1 月底前填具股利憑單，並於 2 月 10 日前將股利憑單填發納稅義務人。

- 本次修正所得稅法施行細則第 82 條草案並未特定施行日期，基於法律不溯既往原則，建議財政部應明定本修正條文公布施行後，經董事會決議分派現金股利案件始有其適用，在公布施行前經董事會決議分派現金股利案件不適用視同給付規定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利